明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六一）　一
○前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同六二）　六
〔省　令〕
○証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令（財務五六）　七
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件（金融庁六七）　八
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三一七）　三
○道路に関する件（東北地方整備局一三九～一四二）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中部地方整備局一六五）　三
○道路に関する件（同一六六～一六九）　三
○登録住宅性能評価機関を登録した件（近畿地方整備局一八四）　三
○道路に関する件（中国地方整備局一一七）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達・弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正・東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　三
会社その他
会社決算公告　三

府令

○内閣府令第六十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の十項を加える。

54　この規則において「退職給付」とは、退職以後に従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員（退職給付制度の対象となる者に限る。）をいう。次項、第五十六項及び第五十八項において同じ。）に支払われる退職一時金及び退職年金をいう。

55　この規則において「退職給付債務」とは、各従業員等（既に退職した者を含む。以下この項において同じ。）に支払われると見込まれる退職給付（既に支払われたものを除く。）の額のうち、当該各従業員等の貸借対照表日まで（既に退職した者については、退職の日まで）の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、貸借対照表日における割引率（国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券の利回りを基礎とし、貸借対照表日から当該各従業員等に退職給付を支払うと見込まれる日までの期間を反映して財務諸表提出会社が定める率をいう。次項、第五十七項及び第八条の十三第一項第七号において同じ。）を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される負債をいう。

56　この規則において「勤務費用」とは、各従業員等に支払われると見込まれる退職給付の額のうち、当該各従業員等の当事業年度開始の日から貸借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、割引率を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される費用をいう。

57　この規則において「利息費用」とは、当事業年度開始の日における退職給付債務に割引率を用いて計算される利息に相当する費用をいう。

58　この規則において「年金資産」とは、特定の退職給付制度に関し、会社等と従業員等との契約等に基づき退職給付に充てるために積み立てられている特定の資産であつて次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　退職給付の支払以外に使用できないこと。

二　会社等及び会社等の債権者から法的に分離されていること。

三　積立超過分を除き、会社等への返還、会社等からの解約及び退職給付の支払以外の目的による払出し等ができないこと。

四　会社等の資産と交換できないこと。

59　この規則において「期待運用収益」とは、年金資産の運用により生じると合理的に期待される収益をいう。

60　この規則において「数理計算上の差異」とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。

61　この規則において「過去勤務費用」とは、退職給付制度の採用又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加又は減少分をいう。